

第 14 回教育委員会

平成 28 年 7 月 26 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第122号 学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 122 号

学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案

学校以外の教育機関に関する規則（昭和 32 年大阪市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項及び第 8 項中「副館長」を「副館長、ICT 教育担当部長」に改め、同条第 10 項中「所長」を「ICT 教育担当部長、所長」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

教育機関名	名称	人員
中央図書館	総務担当課長	1 名
	企画・情報担当課長	1
	利用サービス担当課長	1
	地域サービス担当課長	1
教育センター	管理担当課長	1
	教育振興担当課長	1
	ICT 教育担当課長	3

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

学校以外の教育機関に関する規則 (抄)

(内部組織)

第 4 条 省 略

2 - 3 省 略

4 教育機関に副館長、ICT 教育担当部長、首席指導主事、担当課長代理、副参事、担当係長、総括指導主事、主任指導主事又は指導主事を置くことがある。

5 - 7 省 略

8 副館長、ICT 教育担当部長、所長、担当課長、首席指導主事、担当課長代理、副参事、担当係長、総括指導主事、主任指導主事及び指導主事は、職員のうちから命ずる。

9 省 略

10 ICT 教育担当部長、所長、担当課長、首席指導主事、担当課長代理、副参事、担当係長、総括指導主事、主任指導主事及び指導主事は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

11 省 略

別表第 2 (第 4 条関係)

教育機関名	名称	人員
省 略	省 略	省 略
教育センター	管理担当課長	1
	教育振興担当課長	1
	ICT 教育担当課長	3

学校以外の教育機関に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

平成 28 年 8 月 1 日付けで教育センターに課長級以上のポストを設置する組織
改変を行うため、学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する。

学校以外の教育機関...図書館、生涯学習センター、クラフトパーク、大阪城
音楽堂、教育センター、博物館等

2 改正の内容

- ・ ICT 教育担当部長の設置（第 4 条）
- ・ ICT 教育担当課長の設置（第 4 条及び別表第 2）

3 施行期日

平成 28 年 8 月 1 日